

第8次粉じん障害防止総合対策推進計画（鳥取局版）の概要

第1 目的

鳥取局においては、昭和56年以降、7次にわたり「粉じん障害防止総合対策推進5か年計画」を策定し粉じんによる健康障害の防止を推進してきたところである。

この取組の成果もあり、鳥取労働局におけるじん肺健康診断に基づく新規有所見者数は、平成20年から平成24年の第7次粉じん障害防止総合対策（以下「7次粉じん」という。）期間中、ずい道建設業を含めた建設業において3人の発生に止まり、第6次粉じん障害防止総合対策推進5か年計画期間中の10人より大幅に減少している。その一方で管内の各労働基準監督署においては、保護具着用責任者の選任のほか、防じんマスクの着用、じん肺健康診断などを多く指導しており、新規有所見者は減少しているものの未だ粉じん作業における粉じんの有害性及びその対策の必要性について認識が十分でないことが確認できる。

本計画は、これらの状況を踏まえつつ、平成24年4月に施行された改正粉じん則等を念頭に置き、県内事業場における粉じん障害防止対策のより一層の実効性の確保を図るとともに、本省が示した第8次粉じん障害防止総合対策を鳥取県内において計画的に推進するため、局署における主要な実施事項等を定めるものである。

第2 総合対策の推進期間

平成25年度から平成29年度までの5か年計画とする。

第3 総合対策の重点事項

次の業種及び作業における粉じん障害防止対策を推進する。

- アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策
- 金型等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策
- ずい道等建設工事に係る粉じん障害防止対策
- 離職後の健康管理

第4 実施事項

次の事項について重点的に推進する。

- (1) 監督指導、個別指導及び集団指導の実施
- (2) 計画の届出の徹底、適正な審査及び実地調査の実施
- (3) 電動ファン付き呼吸用保護具の使用勧奨
- (4) 関係団体等に対する指導等の実施
- (5) ずい道等建設工事の発注者に対する要請の実施
- (6) 中小規模事業場への支援

第5 基本的手法

- (1) 監督指導、個別指導及び集団指導等の実施

監督指導、個別指導、集団指導等の各種行政手法を効果的に組合せ、別添「粉じん障害を防

止するため事業者が重点的に講ずべき措置」を初めとして、粉じん障害防止規則及びじん肺法の各規定に定める措置の必要な事項の徹底を図る。

また、監督指導の結果、重大・悪質な法令違反が認められた場合は、司法処分として送検することを含め、厳正な措置を講じる。

(2) 計画の届出の徹底、適正な審査及び実地調査の実施

労働安全衛生法第88条に基づく計画の届出の徹底を図り、その適切な審査及び実地調査を行う。

また、「ずい道等の建設工事の仕事」に係る計画の届出がなされた際には、平成12年12月26日付け基発第768号の2「ずい道等建設工事における粉じん対策の推進について」において示された「ずい道等の建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に沿った計画となっているかを確認し、適切な指導を行う。

(3) 電動ファン付き呼吸用保護具の使用勧奨

電動ファン付き呼吸用保護具は、粉じん則等において、特定の作業に労働者を従事させる場合に着用させることが義務づけられているが、その性能の高さから、当該特定の作業以外においても、その活用が望ましいことに鑑み、上記(1)及び(2)の指導・審査時等において、事業者に対して電動ファン付き呼吸用保護具の着用について勧奨する。

(4) 関係団体等に対する指導等の実施

関係事業場及び関係事業者団体等に対して、次の事項について周知する。

- ア 粉じん作業場における保護具着用管理責任者の選任と防じんマスク着用の徹底
- イ 改正粉じん則の周知
- ウ 粉じん障害防止総合対策推進強化月間の周知
- エ 「ほっとかないDAY」の周知
- オ じん肺健康診断の実施勧奨及びじん肺健康管理実施状況報告の提出の徹底
- カ 健康管理手帳の交付要件の周知

(5) ずい道等建設工事の発注者に対する要請の実施

ずい道等建設工事の発注者である国・県・西日本高速道路(株)に対して、ガイドラインに基づく対策を実施するための措置について要請を行うとともに、建設業労働災害防止協会が、最近の新たな技術の動向も踏まえて策定した「新版ずい道等建設工事における換気技術指針」(平成24年3月)についても、必要に応じ、参照するよう周知する。

(6) 中小規模事業場への支援

中小規模事業場に対しては、鳥取産業保健推進連絡事務所における産業保健相談事業又は地域産業保健センターにおける健康相談事業等の活用を図るよう指導する。

また、粉じん対策指導委員等による必要な技術的支援を行う。